

被災建築物応急危険度判定

判定員業務マニュアル概要版

被災建築物の応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止することを目的に実施するものです。

本リーフレットは、町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下、町田市マニュアルという）に基づき、被災建築物応急危険度判定員の活動の概要を説明したものです。

<p>応急危険度判定結果</p> <h1>危険</h1> <p>UNSAFE</p> <ul style="list-style-type: none">◆この建築物に立ち入ることは危険です◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい <p>建築物名称</p> <p>注記：</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話 -</p>	<p>応急危険度判定結果</p> <h1>要注意</h1> <p>LIMITED ENTRY</p> <ul style="list-style-type: none">◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい◆応急に補強する場合には専門家にご相談下さい <p>建築物名称</p> <p>注記：</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話 -</p>	<p>応急危険度判定結果</p> <h1>調査済</h1> <p>INSPECTED</p> <ul style="list-style-type: none">◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます◆建築物は使用可能です <p>建築物名称</p> <p>注記：</p> <p>整理番号</p> <p>判定日時 月 日 午前・午後 時現在</p> <p>災害対策本部 電話 -</p>
--	--	--

地震に備えて



町田市

1. 町田市の被災建築物応急危険度判定体制について

被災建築物応急危険度判定は、町田市災害対策本部内に判定実施本部を設置し判定を行います。

○判定拠点（最大5拠点）

被害の状況に応じて、最大で市内5箇所に判定拠点を設置します。

判定員の方々はこの拠点に所属し、判定活動に従事していただきます（下図参照）。

堺地域：堺市民センター（相原町795-1）

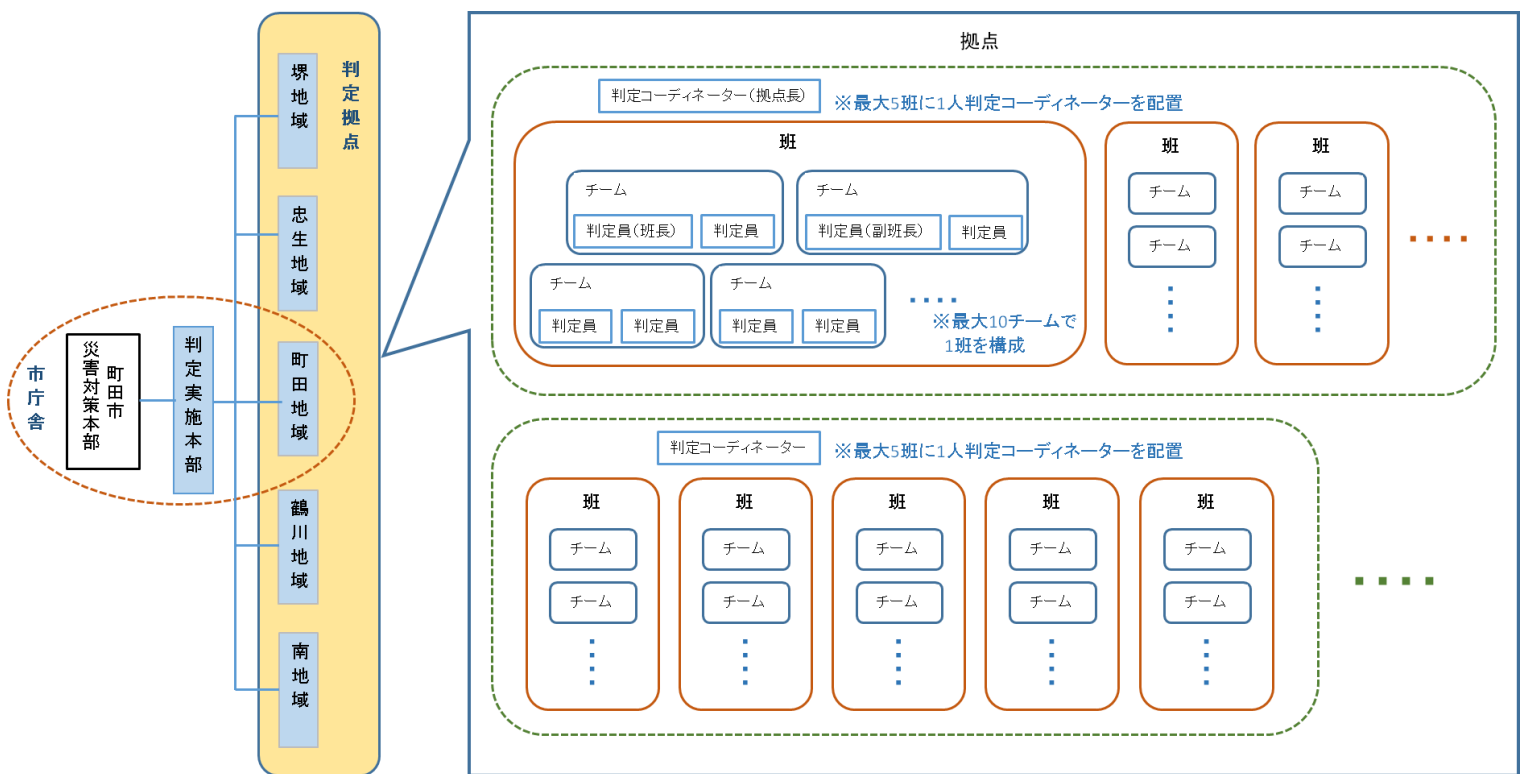
忠生地域：忠生市民センター（忠生3-14-2）

町田地域：町田市庁舎（森野2-2-22）

鶴川地域：鶴川市民センター（大蔵町1981-4）

南地域：南市民センター（金森4-5-6）

判定体制組織図



2. 判定活動

(1) 参集について

町田市から参集要請を受けた際は、参集の可否を回答し、町田市からの指示に従い参集してください。（町田市マニュアル内判定員業務マニュアル第4参照）

(2) 持参品

「4. 持ち物リスト」を参考に持参品を準備してください。リストにない医薬品や軽食なども各自の判断でお持ちください。また、判定活動に適した服装で参集してください。

(3) 判定対象

民間住宅等建築物（共同住宅及び店舗併用、事務所併用を含めた住宅）を中心に実施

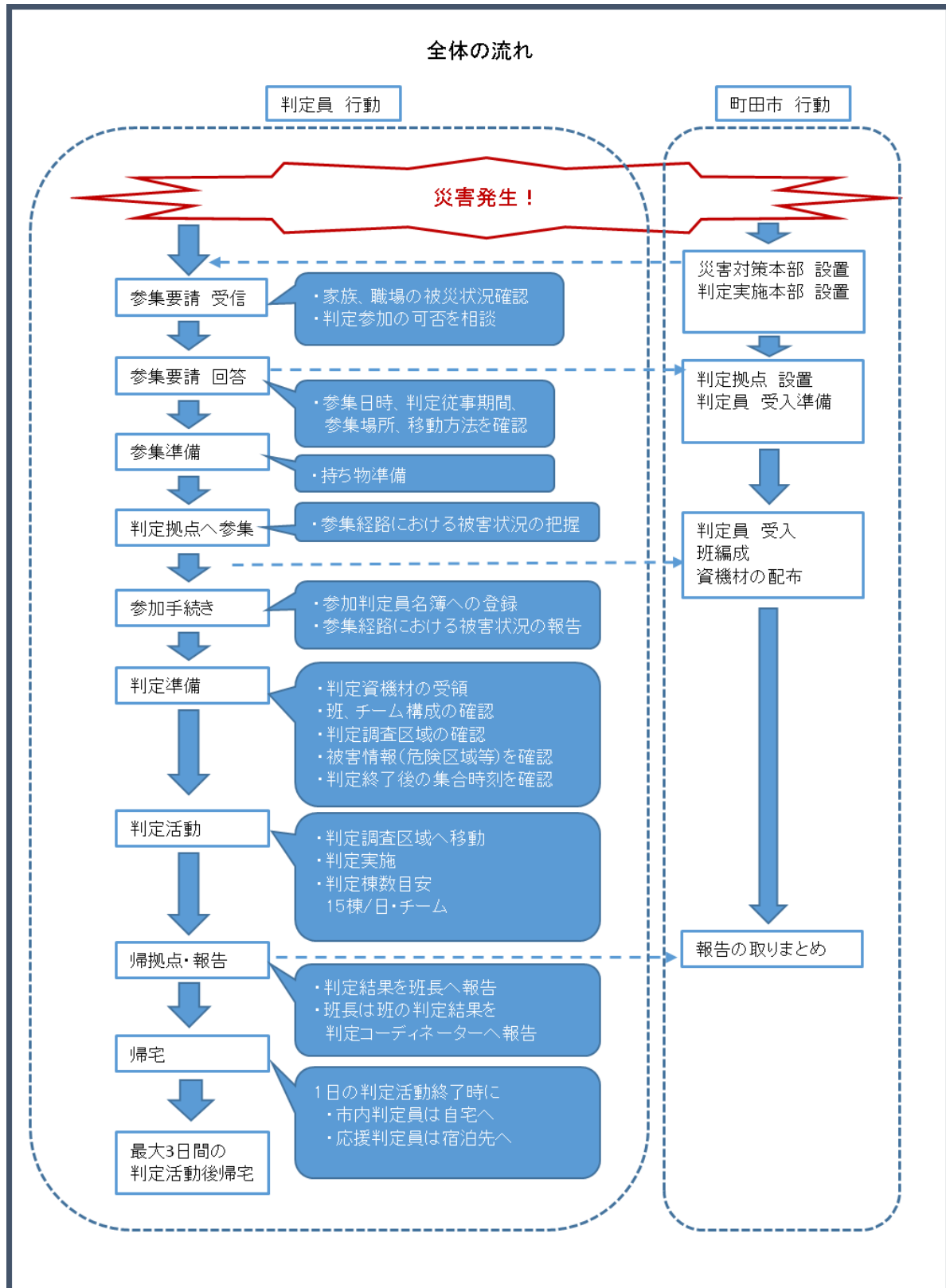
(4) 判定方法

主に外観からの目視による調査を実施してください。

判定員手帳又は被災建築物応急危険度判定マニュアル（以下、東京都配布マニュアル）に記載されている調査方法や判定基準に従い判定を実施してください。

(5) 判定結果




判定結果に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを建築物外部の見やすい位置に貼り付けてください。（町田市マニュアル内判定員業務マニュアル第7参照）



3. 留意事項

- 町田市から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所、及び参集場所までの移動方法を確認してください。
- 判定業務に参加するかどうかは、家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談して決めてください。
- 判定員は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告してください。
- 緊急時の対応について、あらかじめ班長の指示を受けてください。
- 判定作業は1人で行動せず、原則として2人1組で行動してください。
- 判定作業中の移動は、危険箇所に注意し危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないでください。
- 判定作業を行う際は、必ず「判定員登録証」を携帯し、腕章を身につけてください。
- 住民に対しては、必要に応じて被災建築物応急危険度判定のパンフレットを配布するなど、理解を得るように努めてください。問合せがあった場合は、判定員手帳又は町田市マニュアルを参考に回答をしてください。
- マスコミからの問合せは判定実施本部をご案内ください。

4. 持ち物リスト

<ul style="list-style-type: none">• 必ず必要なもの <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 登録証<input type="checkbox"/> 判定員手帳<input type="checkbox"/> 東京都配布マニュアル<input type="checkbox"/> 町田市マニュアル<input type="checkbox"/> ヘルメット<input type="checkbox"/> 携帯電話<input type="checkbox"/> 筆記用具<input type="checkbox"/> コンバックス<input type="checkbox"/> 健康保険証（写し）	<ul style="list-style-type: none">• あった方がよいもの <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> リュックサック<input type="checkbox"/> 防寒具<input type="checkbox"/> 雨具<input type="checkbox"/> マスク<input type="checkbox"/> 軍手  <p>東京都配布マニュアル</p>	<ul style="list-style-type: none">• できればあると便利なもの <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 双眼鏡<input type="checkbox"/> ペンライト<input type="checkbox"/> ホイッスル<input type="checkbox"/> コンパス（方位磁石）<input type="checkbox"/> カメラ  <p>判定員手帳</p>  <p>町田市マニュアル</p>
---	--	--

※ヘルメット、雨具、防寒具、コンバックス、軍手は町田市でも若干数の用意がありますが、数に限りがあるため、可能な限りご自身でご準備ください。

※必要に応じて、医薬品等をご持参ください。

被災建築物応急危険度判定の担当部署
町田市都市づくり部建築開発審査課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
町田市役所 市庁舎8階 805
電話 042-722-3111（代表）